

（メーターの設置基準）

第13条 メーターは、専用給水装置又は共用給水装置ごとに1箇とする。ただし、この基準により
がたいときは、その都度管理者の許可を受けなければならない。

（メーターの設置場所等）

第14条 メーターを保管する者は、メーターの設置場所等に検針又は機能を妨害するような物件を
置き又は工作物を設けてはならない。

2 前項の規定に違反したときは、貸与を受けた者に原状回復を命じ、履行しないときは、管理者
が施工して、その費用を違反者から徴収することができる。

3 管理者が必要があると認めたときは、メーターの設置場所を変更することができる。

（点検定例日）

第15条 メーターの点検定例日は、毎月1日から5日までとする。

（水道使用量の通知）

第16条 管理者は、前条の規定によりメーターを点検したときは、メーター点検票（第8号様式）
に記録するとともに、使用水量を使用者に通知しなければならない。

（水量等の認定基準）

第22条 条例第25条の規定による水量等の認定は、次の基準による。

（1） 使用水量

ア 前3か月間の使用水量その他の事情を考慮して認定する。

イ 前年度同期の使用水量を考慮して認定する。

（2） 用途の適用

ア 料率の高い方により認定する。

（使用廃止の届出がない場合の料金）

第24条 給水装置の使用廃止の届出がないときは、給水装置を使用しない場合でも最低料金を徴収
する。

（料金の月計算）

第25条 料金は、前月の点検定例日の翌日から当月の点検定例日までを1月として算出し、当月の
点検定例日に属する月分として調定する。

(料金の追徴又は還付)

第26条 徴収した料金に過不足があったときは、その差額を追徴し、又は還付する。ただし、次回の料金で精算することができる。

(料金の領収及び領収印)

第27条 納入通知書により徴収する料金の領収書は、企業出納員の領収印があるものに限り有効とし、集金の方法により徴収する料金の領収書は、現金取扱員の印があるものに限り有効とする。